平成２４年（フ）第３１号
静岡県掛川市大池2762番地の１　ブローテＡ101号室
債務者　上川　　明
１　決定年月日時　平成24年７月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
５　免責審尋期日　平成24年９月18日午前10時
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２４年（フ）第３１号
長野県南佐久郡小海町大字小海4315番地１
債務者　有我　和孝
１　決定年月日時　平成24年７月26日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
５　免責審尋期日　平成24年10月３日午後２時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２４年（フ）第５９６号
東京都東村山市久米川町３丁目４番地45セレッソ202
債務者　吉田　衣里
１　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
５　免責審尋期日　平成24年９月28日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第５９７号
東京都東村山市久米川町３丁目４番地45セレッソ202
債務者　吉田　眞美
１　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
５　免責審尋期日　平成24年９月28日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第８８９２号
東京都渋谷区本町４丁目53―９―105
債務者　小堺　　進
１　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
５　免責審尋期日　平成24年10月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８９０８号
東京都荒川区南千住５丁目１―13―702
債務者　椎名　榮一
１　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
５　免責審尋期日　平成24年10月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８９２０号
東京都東村山市本町３丁目17―15―203
債務者　比嘉　真子
１　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
５　免責審尋期日　平成24年10月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８９３６号
東京都中央区月島１丁目９―15―504
債務者　氷室　美幸
１　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
５　免責審尋期日　平成24年10月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８９３９号
東京都清瀬市野塩５丁目287―７―102
債務者　森　　茂樹（旧姓田中）
１　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
５　免責審尋期日　平成24年10月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８９０６号
神奈川県川崎市多摩区長沢３丁目２―10　第２米山荘102
債務者　タケミヤ　レイチェルマ
１　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
５　免責審尋期日　平成24年10月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３３号
沖縄県沖縄市胡屋３丁目31番４号　盛正アパート201
債務者　喜納　　武
１　決定年月日時　平成24年７月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
５　免責審尋期日　平成24年10月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続廃止

平成２３年（フ）第６７８号
千葉市若葉区みつわ台５丁目28番７号
破産者　有限会社青葉建築設計事務所
１　決定年月日　平成24年７月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第３６０６号
最後の住所札幌市豊平区月寒東１条14丁目３番１―502号
破産者　被相続人亡佐藤進相続財産
１　決定年月日　平成24年７月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３６２５号
札幌市豊平区美園７条３丁目１番４号シャネルホーム美園101号、開始決定時の住所札幌市豊平区月寒東４条９丁目４番８号シャネル月寒イーストカン202号
破産者　澤田石　猛
１　決定年月日　平成24年７月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２１７号
北海道苫小牧市元町２丁目５番25号
破産者　株式会社ヴァン・テアン
１　決定年月日　平成24年７月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第９６号
青森市旭町２丁目18番16号
破産者　有限会社アステック
１　決定年月日　平成24年７月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第６２号
茨城県つくばみらい市小張3459番地３
破産者　株式会社ピースネットワークセンター
１　決定年月日　平成24年７月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係